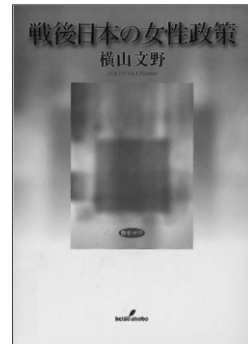


横山文野

## 『戦後日本の女性政策』

(2002 勁草書房 456 P ISBN4-326-60151-5 C3036 6,000 円+税)

伊藤セツ



本書は、学位論文「戦後日本の女性政策の研究—ジェンダーの視点から見た公共政策の展開」を加筆修正した総計 450 ページに及ぶ大著である。学位論文の実物を読んではいないので、加除がどのように行われたかはわからないが、著者が「あとがき」でのべるように、この研究の意義は「戦後の公共政策を広範かつ包括的に分析し、ジェンダーの視覚から鳥瞰図を提示したこと」にある。とにかく、テーマと分析枠組みに沿って事実・経過・資料・数字・記事・情報が丹念に書き込まれており、著者がどんなに多くの時間とエネルギーをこの書に注いだかが推測される。通読するにも時間がかかるが、本書は、辞書・図表つきの年表を読むようで、学術的大著にもかかわらず座右におくと非常に便利であり、多くの図表も、それぞれ適切に作成されており、本文の理解を助け、有益である。

本書の特徴は、著者が足場を置く「行政学」に、女性学・ジェンダー視点を入れた点、日本の女性学に新たな領域を開くという点である。すべての学術領域にジェンダー視点をというのが、評者も一員として所属した第 18 期日本学術会議「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」の目標のひとつであったが、本書によって、同委員会でもカバーしきれなかった「行政学」という学問領域に、はじめてジェンダー視点が注がれたことの意義は大きい。もっとも、著者は「行政学」周辺の隣接学問領域（女性学、経済学、民法学、労働法学、社会学、社会政策学）の手法を援用してこの試みを進めていく。評者は、社会政策分野を出自とするが「行政学」には特別な知識ももたないまま書評を引き受けていることをお許しいただきたい。

著者は本書の独創性は、結果として現れた政策だけでなく、政策形成過程に注目し、ジェンダーの視点を導入した複数の政策領域（所得保障政策、雇用及び労働政策、育児及び保育政策、住宅政策、保険・医療政策）の統合の試みにあるという。

本書の構成をみると、「序章 公共政策のジェン

ダー分析に向けて」で、本研究の分析の基盤となるフレームの整理を、関連先行研究（福祉国家論の二潮流とジェンダー化）レビューとだぶらせて行い、本書の分析手法モデルを設定する。その上で、戦後の時期を① 1945 年～1960 年代、② 1970 年代、③ 1980 年代、④ 1990 年代に区分し、それぞれに一つの章をあてて本書を構成している。上記①は、第 1 章 経済成長と「戦後家族」の確立で、②は、第 2 章 男女平等の胎動と「戦後家族」のゆらぎで、③は、第 3 章 性差別撤廃のうねりと「戦後家族」の強化で、④は、第 4 章 少子化の衝撃とジェンダー平等への志向で詳述される。終章は、「ジェンダー公正な社会をめざして」と題して、分析対象政策領域に沿って、問題点を提起し、第 3 章までに書き込まなかったいくつかの点を加筆し（例えば「男女参画社会基本法」関連事項）ジェンダー公正な社会を志向して結論を導く。

各章の内容の要約は省いて、5 点、読後の感想を記してみたい。ただし、この 5 点は、評者一人のものではない。本書は、評者の勤務する大学の大学院博士後期課程（生活機構学専攻）のゼミで取り上げられた。ゼミ生は、年齢は 50 代半ばから 20 代後半に分布する社会人院生を含む 5 人であるが、専門はそれぞれ福祉教育、家庭科教育、消費者教育、経営教育及び生活科学であり、各自学位論文を、準備あるいは作成中であるので、本書には大きな関心が寄せられた。一言で言えば、分析枠組みの設定の手順やその説得性、各章の展開における先行研究成果の配列と叙述における著者のオリジナリティをめぐって活発な議論が展開された。その議論をもとに書いてみたい。

まず第 1 点目であるが、本書は、その題『戦後日本の女性政策』というより、学位申請論文の副題「ジェンダーの視点から見た公共政策の展開」の方が似合っているという感がすることであった。というのは、「女性政策」という用語が冒頭で明確に定義されていないからである。序章で提示される「分析モ



デル」は、政策分野として「家族イデオロギー」「社会保障」「税制」「ケアワーク」「労働政策」の5つの柱にまとめられ、相互に関連付けながら、「家族単位モデル」か「個人単位モデル」かという二大機軸で分析される。では、この政策分野の総称が「女性政策」なのか、また「女性政策」とは「公共政策」のどの領域なのか、それはおいておくとしても、それを分析する機軸が「家族単位」か「個人単位」かに収斂あるいは単純化されるものなのか、もっと丁寧な論述がほしかったという点があげられる。例えば日本の戦後処理の中でGHQの対日占領政策の担当官、E. ウィードなどがリーダーシップをとった「女性政策」の類はどこに位置づけられるのか。こうした問題が入る余地のない分析枠組みは妥当なのかという疑問が出された。

第2は、本書の時期区分である。第1章は1945年から1960年代までを括ってしまっているが、占領下における「女性政策」は独立させるべきものであり、それを一括しているのは「公共政策」の時期区分としては荒すぎはしないだろうか。またその後、西暦の10年区切りの年代は、そのまま「女性政策」あるいは「公共政策」の時期区分と合致していたからそのように区分したのか、10年きざみが先にあったのかどちらであろうか。すべての章の冒頭が、その時期区分の社会状況の把握ではじまり、すべての年代の各政策領域の終わりがその年代の特徴のまとめで終わり、終章の「公共政策」もこの区分で括られるだけに、読み進むうちに一方では通俗的でわかりやすい反面、他方では繰り返される毎にこの時期区分に疑問が増した。

第3は、個々の政策分野をめぐってである。なぜ冒頭「家族」が、単に「家族」ではなく「家族イデオロギー」なのか、「家族」という分野だけは、最初にイデオロギーありきなのだろうか。本書全体の筆致が、学位論文という性格からしてか、著者が女性学を専攻の一つにあげている割には淡々としているのでなおさら疑問に思われる。同じく政策分野で、「ケアワーク」を育児に限定した点であるが（著者がその点を断ってはいるが）、ないものねだりをするつもりは毛頭ないけれども、特に高齢者の介護ぬきに「ケアワーク」という領域は成り立つまい。もし育児だけに限定するなら、最初から政策分野を「ケアワーク：育児」とでもした方がよかったのではないか。介護保険法をめぐる「ケアワーク」の論議が盛んな今日であるので、とりわけそのように感じるのである。

第4は、各政策分野の関連であるが、「家族」と「労

働」分野の客観的事実の対応が必ずしも明確に行われていない。例えば、「現代主婦の誕生」「高度経済成長に適合的性別役割分業家族」という特徴づけと、同時期に「既婚女性の賃労働者化」が進行するという事実は、整合性をもたせた説明が必要なのではないだろうか。この時期の女性労働力統計の読み取りは、年齢、配偶関係、経済階層、職業、地域等、かなりのきめ細かな分析を必要とするものであり、女性学が定説のごとくという高度経済成長を支えた〈男性労働者と専業主婦との組み合わせ〉という図式では、ある特定階層を説明することにしかならない。中・低所得共働きの著しい増加傾向も同時期に現れているという点を、この時期の二つの側面の同時的進行として統一的に把握しなければならない。また「家族単位」も「家族賃金」も単にイデオロギーとしてではなく、この二つの側面に共通したり、異なったりする生活実態の反映としてまず読み取らなければならないというのが評者の意見である。

第5は、結果として現れた政策だけではなく、政策形成過程に注目するのが本書の特徴だとするならば、公共政策におよぼす、労働運動、市民運動（女性政策ならとりわけ女性運動）、総じていわゆるNGOの位置、関係が見えてこない。政党の方針は部分的に触れられてはいるが、運動との攻防を抜きにした「公共政策」というのはあるのだろうか。「社会政策」なら、労働運動とのせめぎあいを抜きに論じられないし、「女性政策」も女性労働運動や女性運動一般との力関係が影響する。例えば1947年の旧労基法の保護規定も運動との関わりなしに「女性を弱者で家庭責任を負うもの」と見做したものと簡単に言い切れない。

扱っている対象が、限定を付しているとはいえ、広範に及ぶので、ゼミの参加者の誰かが、ある部分（例えば家庭科教育、世帯主問題、女性労働問題、ジェンダー統計）に特別詳しくあったりして、本書の幅広い目配りが逆に表面的叙述に見えたり、あるいは他説のまとめの巧みな配置と目に映るのも否めなかった。

しかし、本書の叙述に掛けられたであろう著者の根気とエネルギーは賞賛に値するものであり、学位論文として完成されたこの作品は、異なる専門分野の院生たちをも大いに刺激したことに感謝したい。

（いとう・せつ 昭和女子大学教授）